

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月1日（木）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （18名）

農業委員 (7名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (11名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (農業委員1名)

岩永 八大

4. 議事日程

- 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第55号 農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について
議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（あっせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人
農地係長 杉本 久美子
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第13回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。今回の議事録署名者ですが、2番の辻委員と4番の福江委員さんよろしく申し上げます。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。本日の提出議案は、議案第54号1件、議案第55号1件、議案第56号1件、議案第57号2件、議案第58号2件となっています。</p> <p>それでは議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので審議並びに意見を求めます。それでは議案第54号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>おはようございます。先月の25日に、内田推進委員さんと2人で現地</p>

	<p>確認をしました。譲渡人と譲受人については、電話連絡だけだったんですけども、今のところ〇〇地区の〇〇さんが譲渡人の田んぼを借りて稲を作っておられますが、その後は譲受人が作られるという事で、どちらもお願いしますとの事でした。以上です。</p>
内田推進委員	<p>特に補足ありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議ないようでしたら、賛成の方挙手をおねがいします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成という事で異議なしと認めます。したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続いて議案第55号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願いについて、別紙関係人より証明願いを受理したので、協議並びに意見を求めます。それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員からから調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>これも先月の25日に内田推進委員さんと、それと申請人さんと3人で現地に行きました。みかんとか八朔が植えてあるところで、全部切られる</p>

	<p>のか聞いたところ、3本くらいを切って農業用倉庫を建てますとの事でした。なぜ、こちらに建てるんですかと言ったら、家の方にも昔の貯蔵庫があるんですけど、家を改築される予定で、そこを壊すという事で、農機具を置くところが無くなったのでここに建てますという事です。</p>
<p>内田推進 委員</p>	<p>福江さんの説明のとおりです。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第55号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なかったら、採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手ということで、異議なしと認めます。したがって、1番は原案どおり認められました。</p>
	<p>続きまして議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第56号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p>
	<p>申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300m以内にある市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であると判断されるため、許可相当と判断します。また、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
<p>辻委員</p>	<p>調査内容については、資料に沿って6月26日に私と池田推進委員さんと、相手の方については代理人の〇〇行政書士さんがお見え頂いて、現地の方で確認をさせていただきました。資料内容に相違ないという事です。</p>
	<p>土地代については同時利用地もあり、それも含んだ代金とお聞きしてお</p>

	<p>ります。場所は〇〇地区で、建売の分譲地で4戸計画をしているという内容であります。以上です。</p>
池田推進委員	<p>北と南に水路があるんですけども、北の方の水路は少しずつ生活排水が流れているんですけども、南の方の水路は現在使われていないようですが、水路は確認できました。問題ないかと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>敷地の一部が駅から300メートルにかかれば、敷地全部を第3種農地とみなすということですか。</p>
事務局	<p>説明します。概ね300メートルとなっていますので、一部かかっているところであれば敷地全部を3種農地と考えていいと思います。今回の場合は住宅も密集しているところですし、300メートルの中に敷地全部が入っています。</p>
水田委員	<p>それだったら、原則許可ですね。</p>
議長	<p>ほかに1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数でありますので1番は、許可相当と認め県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第57号1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
木村推進委員	<p>27日、日曜日に岩永農業委員さんと貸し手の方、借り手の方4人で現地を見てきました。2筆あるうち、〇〇番地の隣の田んぼも耕作される予定だそうです。特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは採決を取ります。異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数でありますので、1番は原案どおり認められました。続きまして、議案第57号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p>
蕪竹推進委員	<p>はい、報告いたします。27日の昼に岩永委員さんと借り手の方と現地を確認し、家の方でお話を聞いたんですけども、5年前から玉ねぎを作っておられて今回新規で申請をあげられたんですが、色々問題にならないように借り手の方が申請を出そうと思ったそうです。貸し手の方からは、10年で一応契約しているけれども、途中で解約することもあるとの事です。問題は特にないと思います。</p>

事務局	<p>補足いたします。この件については岩永委員さんからも報告があっ て、作付けがされている時には収穫が終わってから、双方合意して解約の 手続きをしてもらうよう貸し手の方にも説明してもらっているそうです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは、2番について、ご異議ご意見ござ いませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>なかったら採決を取ります。異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数という事で異議なしと認めます。したがって、2番は原案どお り認められました。</p> <p>続きまして議案第58号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画の決定、農業経営基盤強化法による所有権移 転について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見 を求めます。それでは、議案第58号1番について事務局の説明を求めま す。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>本件は5月13日のあっせん会議によって、あっせんが成立した案件に なります。今回の総会にて、佐賀県農業公社から買主への所有権移転を審 議しまして、公社から買主の方へ所有権移転が行われる予定です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された川崎農業委員及び 永淵推進委員から補足の説明はありませんか。</p>
川崎委員	<p>特にありません。</p>
永淵推進 委員	<p>補足はありません。</p>
議長	<p>説明が終わりました。それでは議案第58号1番について、ご異議ご意</p>

	<p>見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>なかったら採決を取りたいと思います。異議がない人は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数ということで異議なしと認めます。したがって、1番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>本件も5月13日のあっせん会議によって、あっせんが成立した案件になります。今回の総会にて、佐賀県農業公社から買主への所有権移転を審議しまして、公社から買主の方へ所有権移転が行われる予定です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された、川崎農業委員及び永渕推進委員から補足の説明はありませんか。</p>
川崎委員	<p>特にありません。</p>
永渕推進委員	<p>補足ではないですが、みかんの木は切ってありました。準備されているなどと思っています。</p>
議長	<p>説明が終わりました。それでは議案第58号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは2番について採決を取ります。異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>賛成多数という事で異議なしと認めます。したがって、2番は、原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして太良町農業委員会第13回総会を閉会いたします。委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 3 年 7 月 1 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 辻 和 久

議事録署名者 福 江 晋